



消防団の更なる充実に向けて

地域防災室

消防庁では、制定から10年を迎えた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）の趣旨を踏まえ、これまで地方公共団体等の連携・協力を通じて様々な施策に取り組み、消防団活動を支える環境整備や、自主防災組織等の地域防災を担う主体の充実強化を進めてまいりました。

しかしながら、全国の消防団員数については、令和5年4月1日現在で約76万3千人となり、この10年間で10万人以上が減少している大変厳しい状況となっています。

令和6年能登半島地震においては、地元消防団は、自らも被災しながら、地域住民の命と安全を守るべく、発災直後から住民への避難の呼びかけ、消防隊と連携した消火活動、倒壊家屋からの救助活動、避難所の運営等の懸命な活動を行い、地域に密着した消防団の重要性を再認識させるものとなりました。

今般の能登半島地震をはじめとする大規模災害等における対応力を強化していくためには、平時から、女性・学生などの幅広い住民の入団促進により消防団員を確保し、地域における防災体制を一層強化するとともに、消防団を含め、地域防災を担う主体の連携を深めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、今後発生が危惧される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備えるためにも、消防団の更なる充実強化に向けて、より一層の取組を行っていただくよう、全国の都道府県知事及び市町村に対して、総務大臣書簡「消防団の更なる充実強化に向けて」が出されました。

併せて、地域防災力の充実強化に向け、今後、地方公共団体においてスピード感を持って特に重点的に取り組んでいただきたい事項について取りまとめた消防庁長官通知「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和6年2月6日付消防地第65

号）とともに、消防団への入団促進をはじめ、地域防災力の充実強化に向けた先進的・特徴的な取組を取りまとめた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化取組事例集」を発出しました。

また、消防庁としても、地方公共団体等における取組の推進に向けて、令和6年度当初予算案において「消防団の力向上モデル事業」等を盛り込んでいくところです。

さらに、消防団の活動環境の支援の一環として、消防団員の処遇改善を進めており、令和6年度からは、「班長」階級以上の年額報酬についても、普通交付税措置額を超える経費について特別交付税措置を講じる拡充を行うこととしています。

消防庁としては、引き続き、地方公共団体と連携しながら、様々な施策を通じて、地域住民の安心・安全のためにご貢献いただいている消防団の更なる充実に向けて、全力で取り組んでまいります。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
TEL: 03-5253-7561